

町内会除排雪事業のお知らせ

●除排雪実施期間

令和4年2月4日(金)～10日(木)6日間
(2月6日(日曜)は休業です。)

●今年度の除排雪内容について

(1) 2地区2業者体制で実施します

今年度の除排雪事業は昨年と同様、北白石地区と北東白石地区のふたつに分けて、それぞれ別の業者が請け負って実施します。

北白石地区業者 = (株)北陸運輸機工 14.2km

北東白石地区業者 = 有限会社第一ビル 13.6km

また、排雪運搬のダンプカーは札幌市の「市民助成トラック貸出し制度」を活用しております。

(2) 対象外道路(通学路・バス路)は従来と同じです。

今年度もバス路線・通学路は町内会で除排雪は実施しませんのでご理解をお願いします(バス路線・通学路は市土木センターの直轄除排雪道路です)。

なお、北郷小学校付近の作業は、5日土曜日に集中して行ないます。関係する13.14.22.23.31区は特段の協力をお願いします。

(3) 「歩道は除外」除排雪作業基準の一部を変更。

今年度も「歩道の除排雪は行ないません」。歩道の損傷等の苦情が5月～6月に多く、実際に町内会の除排雪事業で発生したのか判断がつかない事例が多発しています。そのため、歩道の除排雪は行わないことにします。また、苦情に対する処理は3月末日までとします。その後は受付出来ませんのでご理解をお願いします。

北郷東町内会会長 澤田 祐一
除排雪実行委員会委員長 小坂 恭一

町内会除排雪の対象となる道路

町内会の除排雪対象道路は生活道路のみです。幹線道路・バス路・通学路は対象外となります。ご協力をお願いします。

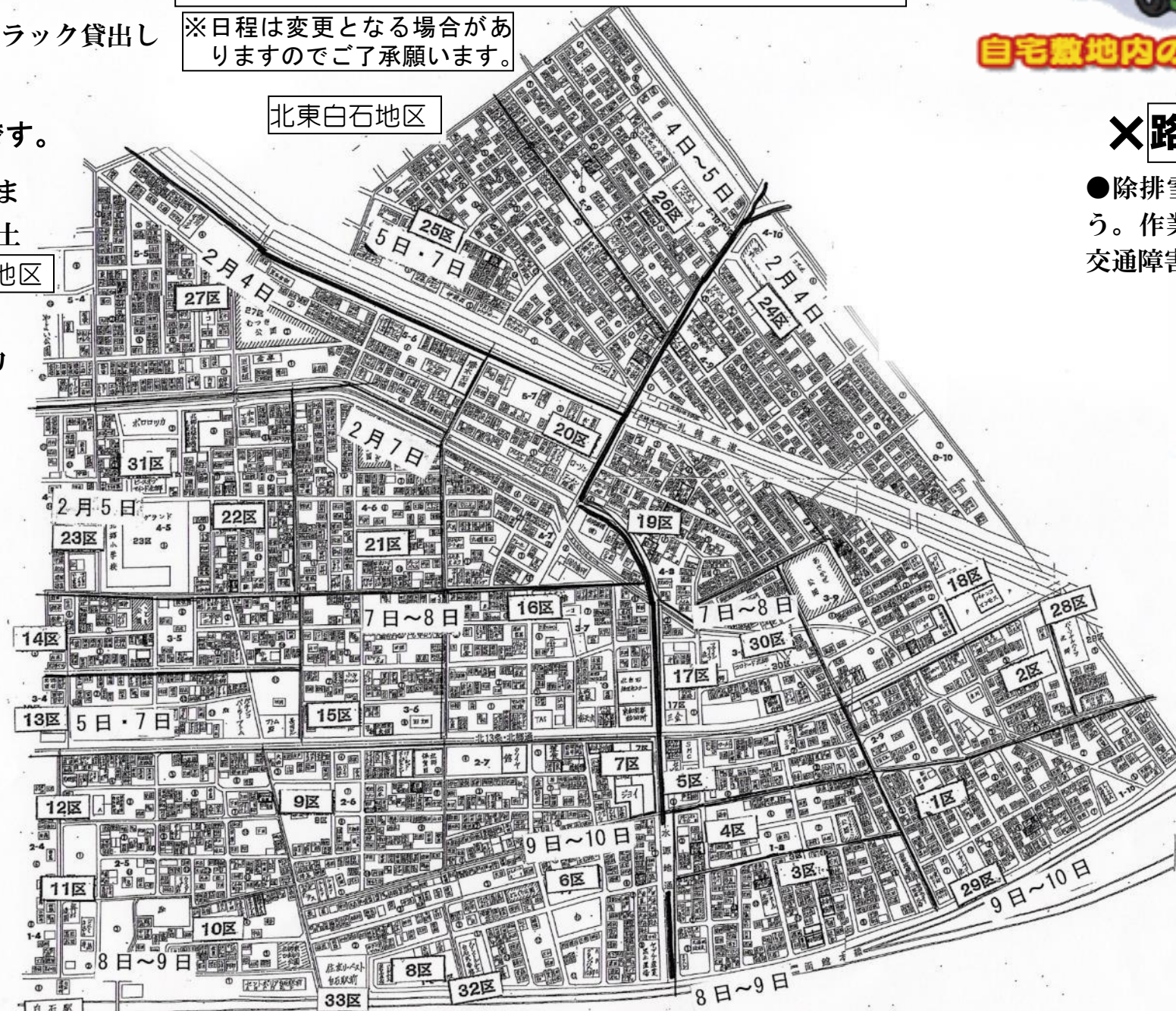
●除排雪作業基準

道路幅員	4.0m以上 8.0m未満が対象(生活道路)
排雪幅	機械施工で実施可能な排雪幅(最大6.0m程度)
残雪厚	タイヤシャベルで削れる能力の限界 ※
歩道	歩道部分は除排雪から除外
苦情対応	3月末日まで

※気象条件や路上駐車などの状況によっては、残す厚さや排雪幅が変わることがあります。

令和3年度 北郷東町内会除排雪・地域分け

※日程は変更となる場合がありますのでご了承願います。



除排雪実施に伴う注意事項

●道路の雪の排雪を行うもので、個人や企業が処理すべき宅地内・屋根・駐車場などから出される雪は対象となりません。自宅敷地内の雪を道路へ出さないようお願いします。



自宅敷地内の雪を道路に出さないで!!

×路上は絶対駐禁!

●除排雪作業中は路上駐車をやめましょう。作業中断、回避による残雪で地域の交通障害、緊急車両の妨害ともなります。



**☆ごみは
8時までに出しましょう。**

収集作業は8:00から始まります。出し遅れた場合次回にお願いします。